

県立学校家族休暇制度の試行について

令和7年7月

県立中部農林高等学校

県立中部農林高等支援学校

県教育庁県立学校教育課

1 目的

沖縄県は、観光産業の発展等により、宿泊業や飲食業を始めとした第3次産業従事者の割合が全国と比べ高く、保護者の仕事の休日と学校の休業日が合わない家庭が多いと考えられていることから、子どもたちの平日の休暇取得を推奨し、家族で過ごす時間を確保するため、「県立学校家族休暇制度」を試行的に導入します。

2 制度の概要

保護者の責任のもとで幼児児童生徒が平日に休暇を取得し、家族で過ごす時間を確保するための制度です。取得した日は欠席にはならず、出席停止・忌引等として取り扱います（別途定める「取得できない日」を除く）。詳しくは、Q&Aをお読みください。

3 試行期間

令和7年9月1日 ～ 3学期末

4 対象

全県立学校の幼児・児童・生徒

5 取得できる日数（Q&A 2 参照）

試行期間中 3日 まで（1日単位・分散取得可）

6 取得日の取扱い（Q&A 1 参照）

出席停止・忌引等（欠席にはなりません）

7 取得できない日（取得する際は必ず学校にご確認ください。）

学科、学校全体の活動がある日（Q&A 3 参照）

- 始業式・終業式・入学式・卒業式・農業祭・創立記念行事
- 中間テスト・期末テスト・資格取得試験日
- インターンシップ・現場実習・就業体験

注）本制度を利用することで出席日数不足・出席時数不足となる場合、未履修・原級留置となる生徒については、取得は認めません。（Q&A 9 参照）

8 対象となる活動（Q&A 5 参照）

保護者とともに過ごす活動であること以外、特に制限はありません。

9 届出手続き及び届出期限 (Q&A 4 参照)

- (1) 取得希望日の 1 週間前 までに、「家族休暇届」を HR 担任に提出してください。
- (2) 取得日には、通常の欠席届と同様に スクリレ を使用して届け出てください。その際、理由欄に「家族休暇のため」と記入してください。

10 授業への対応 (Q&A 7 参照)

届出期間中の授業に関しては、自主学習での対応となり補習等はいりません。ただし、資格取得に関する授業は、担当教科の先生にお問い合わせください。

11 安全確保

家族休暇は保護者の責任のもとで取得する休暇であることから、取得に際しては、保護者の皆様に幼児児童生徒の安全を十分確保していただくようお願いします。また、学校の管理外となることから、日本スポーツ振興センター災害給付の対象とはなりません。

12 報告書等の提出

報告書等の提出はありません。

14 アンケートの実施

本制度の課題等を把握するため、3 学期頃を目途にアンケートを実施します。ご協力よろしくお願いします。